

## =消費生活相談員のための判例紹介=

留学等斡旋サービスにおけるトラブルについて業者の責任を認めた事例紹介

平成17年4月12日 東京地方裁判所判決・平成15年(ワ)第22868号(第1審—双方控訴)

平成17年9月15日 東京高等裁判所判決・平成17年(ネ)第2725号(第2審—確定)

弁護士 志知俊秀(第二東京弁護士会)

### 留学等斡旋サービスと事案の概要

留学等斡旋サービスとは、留学や海外での語学研修、海外インターンシップ、ワーキングホリデー制度などを用いて渡航を考える人に対して、留学先候補の情報提供や、留学先となる学校から必要書類の取り寄せ、ホームステイ先の紹介、ビザの申請手続きなど、留学等をするに際して、それに係るサポートを提供するサービスです。「留学コンサルティング」、「留学コーディネート」、「留学手続き代行サービス」などと呼ばれることもあります。留学等斡旋サービスについては、事実と異なる情報での勧誘や法外な解約金の請求などのトラブルが増加しており、国民生活センターも注意を呼びかけています。

本件は、海外研修の非営利法人を名乗る大手斡旋団体（以下「被告大手斡旋団体」といいます。）の海外研修プログラムの参加者（以下「原告」といいます。）が、被告大手斡旋団体が原告に対し入国審査について適切な指導を行なわなかったために原告がインターンとして研修を行う予定であったアイルランドへの入国を拒否されたこと等を理由として、①被告大手斡旋団体及び②被告大手斡旋団体と実質的に同一である株式会社（以下「被告株式会社」といいます）並びに③被告大手斡旋団体ないし被告株式会社の代表者ないし代表取締役であった者（以下「被告代表者」といいます。）の3者（以下総称して「被告ら」といいます。）に対し、損害賠償を求めた事件です。なお、被告らは、非営利法人を名乗る被告大手斡旋団体の商号の下に営業を行っており、裁判においても、当初被告大手斡旋団体と営利法人たる被告株式会社との法人格の同一性を否認していましたが、審理の途中から、両者は「実質的に同一なもの」と認めるに至りました。

### 債務不履行ないし不法行為の有無についての双方の主張と裁判所の判断

#### 1 双方の主張

原告は、被告大手斡旋団体が運営する海外留学プログラムに申し込んで、被告大手斡旋団体との間においてアイルランドにおけるビジネスインターンプログラムに参加し及びこれに伴うサービスの提供を受ける契約（以下「本件契約」といいます。）を締結していましたが、被告大手斡旋団体は、①日本国籍を有する原告がアイルランドにおいて一定の金員の支給を受ける可能性のあるインターンとして研修を受けるためには就労許可を取得する必要があるにもかかわらず、アイルランドにおける就労許可に関する規制等について必要な調査及び情報提供等を行わず、アイルランドに入国するには就労許可が必要である旨の連絡を原告に行わず、②実際は就労許可がないため入国不可能となっていたのに、かえって担当者を通じ、アイルランドに行くため乗換地である英国空港における入国審査においていかなる対応をすべきかを知らない原告に対し、アイルランドへの入国目的について質問をされた場合には、“work”、“training”、“internship”などの言葉は使わず、「観光」と答える旨の結果的に入国を拒否されるような返答をするよう誤ったアドバイスをしたので、上記①、②の行為が本件契約上の義務に反し、被告大手斡旋団体の債務不履行及び不法行為を構成する等と主張しました。

これに対し、被告らは、上記①については、ビジネスインターンプログラムは研修であって雇用ではないので、就労許可を取得する必要はなかったと主張し、上記②については、原告が入国審査官に観光目的と返答するようにアドバイスした事実を否認し、「work, training, internship」などの言葉を使わ

ないように連絡したのは、英国ではinternshipを目的とする入国の中には査証が必要であり、入国審査官に誤解されるおそれがあると思ったからであり、原告はこのような単語を使用しなくても滞在目的を十分説明できたので、被告大手斡旋団体には債務不履行及び不法行為はないと主張しました。

## 2 裁判所の判断

第一審の東京地方裁判所は、上記①については、原告がアイルランドにおいて予定されていた研修を行うためには就労許可が必要なかったとしつつも、上記②については、被告大手斡旋団体は、原告に対し、英国での入国審査手続きについて、“work, training, internship”などの言葉を使わないように指導する一方で、回答の仕方はアイルランドへ行くために乗り換えると答えれば良いと指導し、原告から観光と答えるべきかと聞かれたのに対し、明確に否定せず、かえって相づちを打ったこと、このため、原告は、英国での入国審査手続きにおいてアイルランドへの入国目的を観光と述べ、これに伴う虚偽の説明をしたため、入国を拒否されたものであるとの事実認定を行いました。その上で、東京地方裁判所は、被告大手斡旋団体は、インターンシップとの名称で海外留学プログラムをしていながら、入国審査手続において“internship”との言葉を使わないように指導しているのであるから、このプログラムに参加する者にとっては、入国審査手続において、入国目的をどのように説明すべきか不明であるから、被告大手斡旋団体には“internship”との言葉を使わないようにとの指導と同時に、どのような回答をすべきかを指導すべき義務があったがこれを怠ったので、被告大手斡旋団体及び被告株式会社にかかる債務不履行による損害賠償責任があるとしました。

第2審の東京高等裁判所も、細部に相異はあるものの、大筋において第1審の東京地方裁判所と同様の判断をしています。

### 損害についての双方の主張と裁判所の判断

#### 1 双方の主張

原告は、①予定通り海外研修ができるものと信じ、長年正社員として勤務してきた前勤務先を退職した

ことから、前勤務先を退職後アイルランドへの入国が拒否され日本において再就職するまでの間の給与相当額約175万円、②精神的苦痛についての慰謝料として450万円等の計620万円余の損害の賠償請求を行いました。

被告らは、原告の損害に関するかかる主張を争いました。

なお、本件においては、原告が被告大手斡旋団体に支払ったビジネスインターンプログラム参加費用等については、訴訟提起前に原告に返還されていたので、これらについては損害賠償請求の対象とはなっていません。

#### 2 裁判所の判断

第1審の東京地方裁判所は、原告においても、入国審査官からの入国目的に関する質問に観光と回答することは虚偽の陳述になることを知っていたか、少なくとも、その懸念を持っていたものと認められ、それにもかかわらず、そのような回答をしたことには、原告にも過失があり、過失割合としては5割が相当であるとした上で、アイルランドにおけるインターンとしての研修ができなかつたことによる無形の損害として150万円を認めるのが相当等とし、被告大手斡旋団体及び被告株式会社に対し150万円余の支払を命じました。

第2審の東京高等裁判所は、原告の無形の損害を50万円と評価し、被告大手斡旋団体及び被告株式会社に対し50万円余の支払を命じました。

### 留学等斡旋サービスに関する紛争についての対応

留学等斡旋サービスについては、そのサービス全体を包括的に規制する法律等がなく、現状では留学先に関する情報の提供や学校への出願手続を代行すること等は誰もが自由にできることとなっています。その関係からトラブルが増加しているものと思われますが、本件をみてもわかる通り、トラブルの内容は多岐に渡り類型化することは必ずしも容易ではありません。相談者に対しては、トラブルに至る経緯について十分に整理等した上で、早目に法律専門家である弁護士に相談するよう助言することが望ましいのではないかと思われます。